《研究倫理専門委員会規程》様式第２号

**研究に関する事前チェックシート**

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『研究倫理専門委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の＜Ａ＞および＜Ｂ＞の設問にお答えください。

＜Ａ＞の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、＜Ｂ＞を回答してください。＜Ｂ＞に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を確認の上、審査を受けるかどうか検討してください。

法令、諸官庁の告示、指針＜医学系研究では人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）＞等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければなりません。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター（03-3200-9074）までお問い合わせください。

**☆全般的な留意事項**

(1)研究者代表又は学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。

(2)学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

＜A＞基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。 | □はい  □いいえ |

＜B＞以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　対象者に対し、何らかの不快感や困惑、又は精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。 | □はい  □いいえ |
| ②　対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感又は不便を強いる可能性がありますか。 | □はい  □いいえ |
| ③　対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、又は親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。 | □はい  □いいえ |
| ④　研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。 | □はい  □いいえ |
| ⑤　個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。 | □はい  □いいえ |
| ⑥　交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金又は他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。 | □はい  □いいえ |
| ⑦　科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。 | □はい  □いいえ |
| ⑧　アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。 | □はい  □いいえ |

＊倫理審査への申請を行う場合は、**必ず**本チェックシートを申請書に添付をしてください。